

事 務 連 絡
平成18年7月31日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0731002号
平成18年7月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年8月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(16)～(22)を(17)～(23)とし、(15)の次に次のように加える。
 - (16) β クロスラプス精密測定
 - ア β クロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中 β クロスラプス精密測定に準じて算定できる。
 - イ β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治

療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
なお、尿中 β クロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

| 現 行 | 改 正 後 |
|------------------------------|---|
| D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略) | D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略) (16) <u>βクロステラプス精密測定</u> ア <u>βクロステラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中βクロステラプス精密測定に準じて算定できる。</u> イ <u>βクロステラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。</u> <u>なお、尿中βクロステラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (17)～(23) (略) |